



下呂市告示第 174 号

## 市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 8 年 5 月 26 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 26 日

下呂市長 山内



別表

縦覧個所	閲覧時間	備考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 基盤整備部 道路河川課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番号	路線名	起点 終点	供用開始の期日
1	こもればい線	下呂市馬瀬川上字下栗原 123 番 15 地先から 下呂市馬瀬川上字バンバセ 524 番 1 地先まで	令和 8 年 5 月 26 日
2	無笹線	下呂市馬瀬黒石字横波 1319 番 9 地先から 下呂市馬瀬黒石字無笹 1564 番 3 地先まで	令和 8 年 5 月 26 日

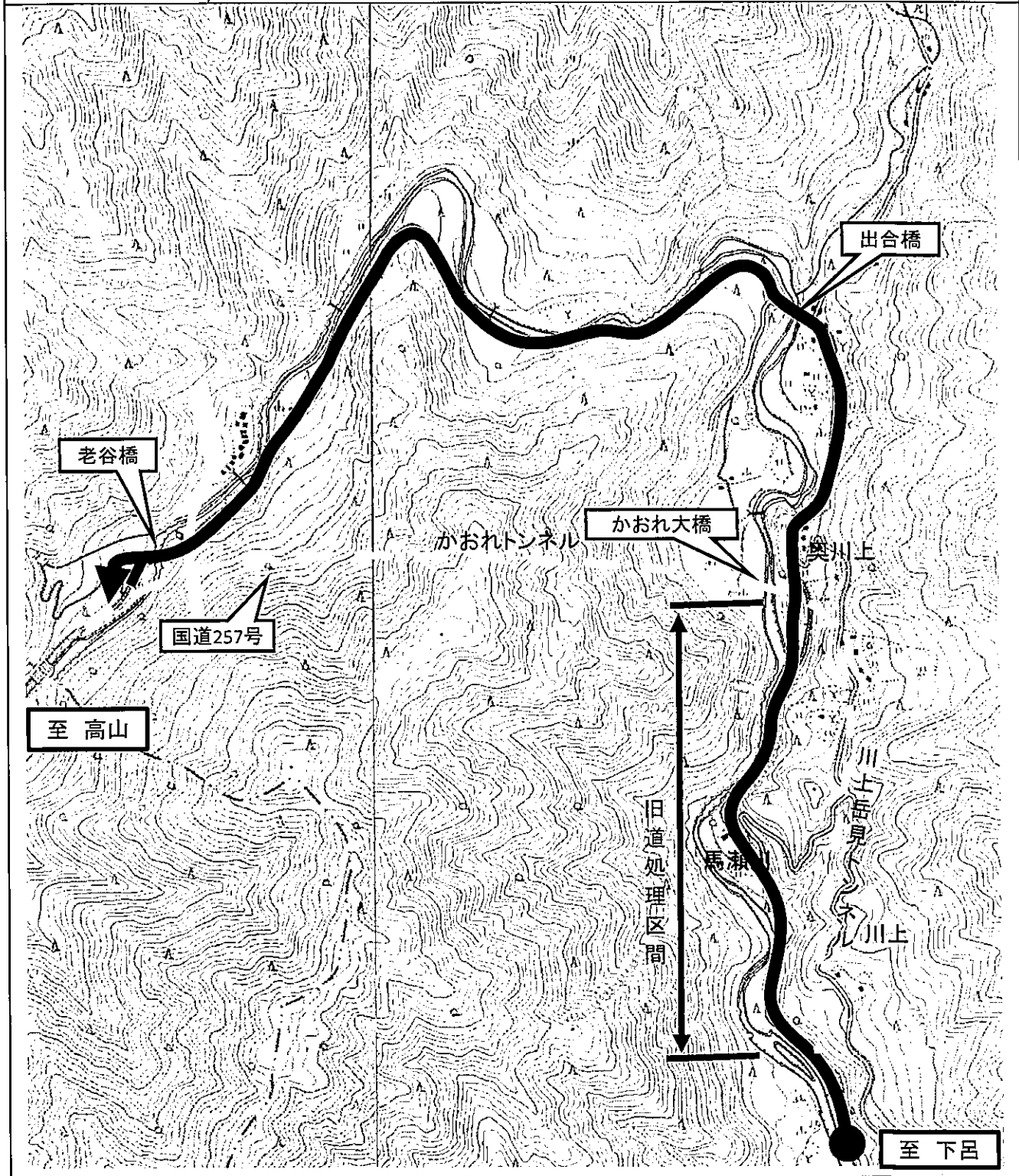
供用開始

起点側



終点側

路線名	こもれび線		幅員	2.6~18.6m
起点	下呂市馬瀬川上字下栗原123-15地先から		延長	1,400m
終点	下呂市馬瀬川上字バンバセ524-1地先まで			
認定理由	国道257号改良に伴い、国道の一部が移譲となるため市道の区域を決定するもの。			



供用開始

起点側  終点側

路線名	無笹線	幅員	3.5m
起点	下呂市馬瀬黒石字横波1319番9地先から	延長	710m
終点	下呂市馬瀬黒石字無笹1564番3地先まで		
認定理由	国道257号改良に伴い、国道の一部が移譲となるため市道の区域を決定するもの。		

